



2018年10月26日
公益財団法人日本賃貸住宅管理協会
損害保険ジャパン日本興亜株式会社

日本賃貸住宅管理協会会員向け『民泊賠償責任保険制度』の開始

公益財団法人日本賃貸住宅管理協会（会長：末永 照雄、以下「日管協」）と損害保険ジャパン日本興亜株式会社（社長：西澤 敬二、以下「損保ジャパン日本興亜」）は、日管協の会員向けに『民泊賠償責任保険制度』を創設し、2018年11月から提供を開始します。

1. 背景・経緯

- ・日管協は、会員事業者：1,547社（2018年7月10日現在）、会員の総管理受託戸数：約600万戸から構成され、賃貸住宅における健全かつ専門的な運営・管理業務の確立や普及を通じて、賃貸住宅市場の整備・発展を図り、豊かな国民生活の実現に寄与することを目的としています。
- ・損保ジャパン日本興亜は、損害保険事業を中心に、デジタル技術の活用やSOMPOホールディングスグループ各社の連携により、「安心・安全・健康」に資するサービスを提供し、社会に貢献することを目指しています。
- ・2018年6月の住宅宿泊事業法の施行や、日本各地で民泊事業への参入を検討している事業者が増加傾向にあること等をふまえ、全国の不動産管理会社等が主な会員である日管協と協力して、団体保険制度である『民泊賠償責任保険制度』を導入することとなりました。
- ・会員の皆さまに対して、民泊を運営・管理する際の安心・安全を提供することにより、日本各地における民泊事業を活性化させ、地域の観光振興等に繋げていきます。

2. 日管協会会員向け『民泊賠償責任保険制度』の概要

(1) 民泊に関わるリスクを最大1億円まで一括補償

- ①宿泊施設提供者（以下「ホスト」）や民泊運営管理業者の民泊運営上のリスクを補償します。
ホストや民泊運営管理業者が、民泊の運営や物件の管理不備等に起因する法律上の賠償責任を負った場合を補償します。
- ②外国人旅行者等の民泊利用者（以下「ゲスト」）のリスクを補償します。
ゲストが民泊施設の設備を壊した際等に被る法律上の賠償責任を補償します。

また、事故解決に当たっては、3者間通話により15か国語※の多言語対応が可能です。

※英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語、ベトナム語、タガログ語、マレー語、インドネシア語、ネパール語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、ロシア語

(2) 示談交渉サービスの提供

ゲストが法律上の損害賠償責任を負った場合、ゲストに代わって損保ジャパン日本興亜が被害者との示談交渉を直接行うことで、円滑な事故解決をサポートします。

(3) 民泊物件の形態や提供可能日数に応じた保険料設定

保険料は、住宅宿泊事業法や旅館業法等、民泊物件の形態に応じた戸室単位の設定としています。また、住宅宿泊事業法に基づく民泊の場合は、各自治体の条例をふまえ、年間の提供可能日数に応じた区分を設定することで地域の実情に合わせて加入することができます。

3. 今後について

日管協と損保ジャパン日本興亜は、今後も連携して商品・サービスを提供していくことで、安心・安全な民泊事業の普及・拡大を促進し、地域経済の活性化や空き家問題の解決等、国や地域が抱える社会的課題の解決を目指していきます。

以上